

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 46 号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(あっせん)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第14条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。